

## 令和8年度 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験

資格区分	認定試験（高等学校の入学資格が与えられる）
概要	中学校卒業程度認定試験とは、学校教育法第十八条の規定により、病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子等について、中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。
認定方法	5科目の筆記試験を行い、全科目合格者には認定証書が、科目合格者には科目合格証書が与えられます。
受験資格	次の（１）から（４）までのいずれかに該当する方が受験できます。 （１）就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、令和9年3月31日までに満15歳以上になる者 （２）保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、令和9年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた者 （３）令和9年3月31日までに満16歳以上になる者（（１）及び（４）に掲げる者を除く。） （４）日本の国籍を有しない者で、令和9年3月31日までに満15歳以上になる者
試験（講習）科目・内容	国語・社会・数学・理科・外国語（英語）の5科目（各科目40分） 試験方法は、筆記とします。なお、障害により試験の実施に際し特別の配慮を必要とする場合は、熊本県教育庁市町村教育局義務教育課へお問い合わせください。
願書提出期間	令和8年6月22日（月）から同年8月21日（金） ※令和8年8月21日（金）の消印有効
試験日	令和8年10月15日（木）
試験会場	熊本県庁防災センター302会議室
受験手続き	出願書類を文部科学省宛てに簡易書留で郵送
受験案内配布期間	令和8年6月22日（月）から同年8月21日（金） ※受験案内（願書）は、各市町村教育委員会に置いてあります。
県所管課・問い合わせ先	熊本県教育庁市町村教育局義務教育課
合格発表	令和8年11月24日（火）（結果通知発送予定）